平成２３年（フ）第４６６１号
大阪市此花区梅香３丁目12―６―202、住民票上の住所大阪市西淀川区大和田２丁目６番８―908号
債務者　原田　信昭
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５４号
大阪府東大阪市吉田４丁目１番44号
債務者　有働　貴博
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７６号
大阪府豊中市長興寺北３丁目10番17―201号
債務者　美木　莉映
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本裕己久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０３号
大阪市東淀川区豊新３丁目10番12号　ハイムディローゼⅢ301号
債務者　八頭司良二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下尾　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３１号
大阪府豊中市永楽荘１丁目９番５―107号
債務者　二口　昭裕
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　如子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７１号
大阪市住之江区御崎３丁目６番11―105号
債務者　永井　　是
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４号
秋田県湯沢市岩崎字松浦90番地11
債務者　由利　　聡
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３０６号
函館市花園町８番１号
債務者　傳法　松法
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３０７号
函館市花園町８番１号
債務者　傳法　正子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３６８５号
大阪市住吉区東粉浜２丁目９番19号　コンフォートM帝塚山202号
債務者　岩渕　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２７号
大阪府枚方市山田池東町26番31号
債務者　ハーチこと壮健美庵こと　中村　芳和
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９５号
大阪市中央区島之内１丁目11番22―209号
債務者　佐藤　英志
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２０３号
大阪市鶴見区鶴見４丁目５番18号　402
債務者　細見佐千子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１３号
大阪市都島区中野町１丁目12番９―611号
債務者　東　　美香
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９号
山形県南陽市漆山2151番地
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７０号
山形県南陽市漆山2151番地
債務者　後藤　太樹
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７４号
山形県米沢市林泉寺２丁目２番２―３号ロイヤル月Ａ―10号室
債務者　高橋とも子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第９７号
千葉県木更津市請西797番地３　コモードＡ202号室
債務者　高橋　晃夫
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部